

## 三股町出会い（お見合い）サポート事業募集要項

町では、独身男女の出会いの機会を提供するイベント等を実施する団体に、事業費の一部を補助します。

### 1 補助対象団体

町内に住所や所在地のある公共的団体や地域活動団体。

### 2 補助対象事業

次のすべての項目に該当する事業

- (1) 20歳以上の独身の男女を対象とする交流イベント等を実施すること。
- (2) 交流イベント等の参加者は10人以上とし、その3分の1以上が三股町に在住又は勤務する者であること。
- (3) 交流イベント等の参加者は、事業者である団体が、その組織内の関係者に限定することなく、一般から広く参加者を募るものであること。
- (4) 交流イベント等は適正な額の参加費を設定し、参加者から徴収すること。
- (5) 交流イベント等は原則として、町内の施設等を会場とすること。
- (6) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められる内容は含まないこと。
- (7) 事業実施に際し、事故防止に万全を期すること。

### 3 補助対象となる経費

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費（参加者への景品、記念品及び飲食に係るもの等を除く。）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 広告料
- (6) 保険料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) その他町長が必要と認める経費

### 4 事業期間

交付決定の日から平成30年3月31日まで

### 5 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から参加料、その他の収入額を控除した額とし、1事業当たり10万円を限度額とします。

## 6 応募方法・応募期間

### (1) 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ その他町長が必要と認める書類

### (2) 応募先

三股町役場 企画商工課 企画商工係  
〒889-1995 三股町五本松1番地1

### (3) 募集期間

平成29年7月14日（金）から8月14日（月）まで

## 7 事業実施に係る注意事項等

### (1) 実績報告書の提出について

事業終了後、30日以内に実績報告書に次の書類を添付し、提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 領収書の写し
- ④ その他町長が必要と認める書類

### (2) 補助金交付の取消し及び返還について

次のいずれかに補助金の交付決定を取消し、又は変更することができます。この場合は、補助金の金額又は一部を返還していただくことがあります。

- ① 規則及びこの要綱に違反したとき。
- ② 町長に提出した書類及び報告に偽りがあったとき。
- ③ その他補助金事業の施行について、不正な行為があったとき。

## 8 問い合わせ先

三股町役場 企画商工課 企画商工係 担当 水元

〒889-1995 三股町五本松1番地1 電話 0986-52-9085 FAX 0986-52-4944